

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和5年6月26日（月） 午前10時7分開議
議事堂第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 65号 ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議案第 66号 ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を
改正する条例制定について

2 請願・陳情

請願第 40号 ALPS処理水の海洋放出に関することについて

請願第 41号 インボイス制度実施延期を求める意見書提出を求めることについて

○出席委員 8名

経済建設委員会	北原祐二	委員長
	清水健司	副委員長
	山田恵子	委員
	大久保清美	委員
	大内聖仁	委員
	海野富男	委員
	清水立雄	委員
	武藤猛	委員

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

経済環境部	齋藤茂夫	経済環境部長
	丸岡孝典	商工振興課長
	小石川直人	商工振興課工業担当係長
	二川潤	商工振興課商業担当係長
	小川孝博	水産課長
	高星匡	水産課長補佐兼係長
	出澤慶蔵	環境政策課長

江 幡 敦 環境政策課係長
本 多 俊 行 環境政策課主幹

○事務局職員出席者

議会事務局 益 子 太 係長
草 野 大 輝 主事

経 済 建 設 委 員 会

令和5年6月26日（月）

*開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時7分 開会

○北原委員長 これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案2件、請願2件、以上4件です。

審査の進め方については、最初に議案の審査をした後に請願の審査を行います。

以上のように委員会を進めてまいりたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第65号 ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。齋藤経済環境部長。

○齋藤経済環境部長 議案第65号 ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明をいたします。

着座にてご説明させていただきます。

土採取事業の規制に関する条例につきましては、土砂の不法投棄防止、汚染土の搬入防止、事業区域周辺地域の生活環境の保全や災害防止を図ることを目的としており、土砂の採取、切土及び採取後の土地の復元、埋立てに係る市及び事業者の責務や必要な規制を定めております。

近年、大雨等による大規模災害発生に伴い、埋立て等による急斜面の形成や土砂の流出など、これらに関する危機意識の高まりから、宅地造成等規制法の改正や茨城県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の改正など、土砂の埋立てや土採取事業に関する規制が強化されております。このようなことから、今回、市条例を改正し、事業者の責務について規定されていた部分を強化すると同時に、土地所有者の管理責任に関する規定を創設しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明をいたします。

議案65号の6ページをお開き願います。

主な改正点といたしましては8点ございます。

まず、新旧表の右側、改正後の第2条の定義におきまして、「土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者」を「土地の所有者等」と新たに規定をしております。

また、第6条の土地所有者等の責務において、土地所有者と同様に、土地を使用する権原を有する者の責務を規定し、第9条、許可の基準において、土地の所有者等からの同意取得義務を規定しております。

次に、7ページの第12条の2の土地所有者等への通知で、事業者から土地所有者等へ許可内容の通知義務を規定しております。

次に、8ページの21条の許可の取消し等において、正当な理由なく施工の未着手及び休止した場合の許可の取消し要件を追加規定しております。

このほか、9ページの第22条の2、土地の適正な管理で、事業者は施工中、土壌の汚染または土砂の崩壊、崩落など災害の発生またはおそれがあることを知ったときには、直ちに事業を中止及び必要な措置を講じ、関係機関及び土地所有者に通報する義務を規定するとともに、9ページの第22条の3、土地の所有者等の義務において、土地所有者等の施工状況の定期的な確認及び、不適正な施工が行われていることを確認した場合、直ちに事業者による事業の中止等必要な措置を講ずることを求め、速やかに市長へ報告する義務を規定しております。

また、10ページの第22条の4、土地の所有者等の勧告及び命令において、不適正な施工の改善勧告及び命令について、事業者が期限までに措置を講じない場合、土地所有者等に勧告及び命令を行うことができる規定を追加しております。

それ以外の改正といたしましては、従来の罰則以外に、無許可での施工、許可の取消し、または改善命令を受けた者の氏名及び違反の事実を公表する規定を追加しております。

雑駁であります。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本件は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第66号 ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。齋藤経済環境部長。

○齋藤経済環境部長 それでは、議案第66号 ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例につきましては、土砂の不法投棄防止、汚染土の搬入防止、事業区域周辺地域の生活環境の保全や災害防止を図ることを目的として、土地の埋立て等、埋立て、盛土、堆積に係る市及び事業者の責務や必要な規制を定めております。

今般、宅地造成等規制法の改正や、茨城県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の改正など、土砂の埋立てや土採取事業に関する規制が強化されていることから、市土採取条例と同じように本条例を改正し、事業者の責務について規定されている部分を強化するとともに、土地所有者の管理責任に関する規定を創設しようとするものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案66号の6ページをお開き願います。

主な改正点としましては、先ほどの土採取条例と同じ8点ほどございます。

まず、新旧対照表の右側、改正後の第2条の定義におきまして、「土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者」を「土地の所有者等」と新たに規定しております。

また、第5条の2、土地所有者等の責務において、土地所有者と同様に、土地を使用する権原を有する者の責務を規定し、第9条、許可の基準において、土地の所有者等からの同意取得義務を規定しております。

次に、8ページ、12条の2、土地所有者等への通知で、事業者から土地所有者等へ許可内容の通知義務を規定しております。

また、同じく8ページの第20条の許可の取消し等において、正当な理由なく施工の未着手及び休止した場合の許可の取消し要件を追加規定しております。

このほか、9ページの第21条の2、土地の適正な管理で、事業者は施工中、土壌の汚染または土砂の崩落など災害の発生またはおそれがあることを知ったときには、直ちに事業を中止及び必要な措置を講じ、関係機関及び土地所有者に通報する義務を規定するとともに、10ページ、21条の3、土地の所有者等の義務において、土地所有者等の施工状況の定期的な確認及び、不適正な施工が行われていることを確認した場合、直ちに事業の中止等必要な措置を講ずることを求め、速やかに市長へ報告する義務を規定しております。

また、同じく10ページの21条の4、土地の所有者等への勧告及び命令において、不適正な施工の改善勧告及び命令について、事業者が期限までに措置を講じない場合、土地所有者等にも勧告及び命令を行うことができる規定を追加しております。

それ以外の改正といたしましては、従来罰則以外に、無許可での施工、許可の取消し、または改善命令を受けた者の氏名及び違反の事実を公表する規定を追加しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。清水立雄委員。

○清水（立）委員 今のご説明がありました21条の2になりますけど、市内で土砂等の崩落、飛散もしくは流出による災害の発生するおそれのある場所はどのくらいあるんでしょうか。何か所くらいあるんでしょうか。

○北原委員長 出澤環境政策課長。

○出澤環境政策課長 今の清水（立）議員からのご質問でございますが、申し訳ございません。今、正確にちょっと市内でどこの場所、何か所くらいが土地の崩落等の数があるかは、申し訳ございません。把握してございません。

○北原委員長 清水立雄委員。

○清水（立）委員 把握していなかったら備えようがないじゃないですか。早急にこれはやっぱり調査すべきだと思います。お願いしておきます。

○北原委員長 清水立雄委員、これ、審議に必要として調査するべきでしょうか。清水立雄委員。

○清水（立）委員 この条例改正には異論はありませんので、今は結構です。

○北原委員長 それでは、後で資料請求のほうをしたいと思うんですけども、こちら、委員会としてにするか、それとも個人としてにするか。武藤委員。

○武藤委員 今審議しているのは埋立ての部分ですよ。今から、埋立ての部分ですから、これからのものになると思うので、具体的な数字というのは出ないんじゃないかなというふうにも思うんですが、どうなんでしょうか。

○北原委員長 出澤環境政策課長。

○出澤環境政策課長 今、私が認識してございますのが、ハザードマップ等で土砂災害等の危険度のあるところだと、申し訳ございません。そう解釈させていただいたところでございます。

○北原委員長 それでは、今、課長のお話があったとおりに思いますので、今後のところでもありますので、資料請求のほうはしていきたいと思うんですけども、これ、委員会としてするか、それとも個人として行うか、委員の皆様方にお伺いしたいと思います。

(「委員会で」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 じゃあ、委員会として資料請求のほうをしたいと思いますので、後日提出のほうをよろしくお願ひいたします。

そのほか質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、新たに付託されました請願2件の審査を行います。

初めに、請願第40号 ALPS処理水の海洋放出に関することについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に写しを配付しております。

請願第40号について事務局職員に朗読をさせます。草野主事。

(事務局朗読)

○北原委員長 何かご意見等がありましたら発言をお願いします。大久保委員。

○大久保委員 それでは、この請願に賛成の立場から意見を述べたいと思います。5点意見を述べます。

まず1番目ですけども、これは、この請願書にあるように、まず、約束違反であるということですね。これはもう2015年に福島県漁連と東電、それから国も、請願書にあるような約束をしたわけです。一旦燃料デブリに触れて発生したALPS処理水については海洋放出せず、発電所内のタンクにためるとはっきり約束しているわけですね。これを全くほごにしている。

これは、政府はこんなことをしていいんですか。おかしいでしょうと。こんな約束違反をされたら、本当に子どもはどうなるんですか、これ。何を頼りにしてこれから価値基準を持って生きていけないといけないか。これはちょっと、とてもじゃないけど容認できる話ではないというのが1つ。

それから、2番目ですけども、トリチウム以外の放射性物質の安全性への疑問があります。これは、政府は薄めれば大丈夫、東電は薄めれば大丈夫と言っているわけですけど、一番の問題は、総量規制という観点が欠けているんだと。総量規制の観点がないということです。例えば、要するにトリチウム以外の核種についてですけれども、この政府が言っている処理水というのは、それに該当するのは、今たまっているうちの3割しかないんです。残りの7割は、東電自ら処理途上水と呼んでいるやつで、これは放出基準オーバーの核種を含んでいます。これはまさに汚染水です。これ、東電は、この汚染水を再度ALPS処理して、基準内に収めて放出すると言っているわけですけども、そもそもこの水はALPS処理をしても取り切れなかったものなんですね。これについて、前の規制委員会の委員長、更田さんは、これを本当に再処理で取り切れるのかという疑問を呈しています。規制委員会の委員長はそう言っているんですね。

実際、こういうことですね。放射性核種ごとの総放出量、それから、貯蔵タンク内の核種ごとの放射能総量などの情報は公開されていないんです。貯蔵タンク内の核種ごとの放射能総量の情報が公開されていないし、海底土、それから、生物への吸着・濃縮、これによる放射能の蓄積評価などの放射線影響評価も不十分です。それから、放射性核種が40年を超えて全量投棄されていけば、汚染が広がって、人と環境への影響は無視できない。これは明らかなことなんです。要するに総量規制がないので、こういうことが起こるということですね。

ですから、この水というのは、原発からトリチウムが出ていますよと国は、東電も言っています。これは事実です。ただし、その通常出ているトリチウムの水とは別物なんですね、これ。燃料デブリに直接接触して、いろんな多核種を含んだ汚染水ですから、これは同列にはとても扱えない。そういう話です。

3番目ですけども、トリチウム自体に対する安全性への疑問、これがあるということです。これは確かに意見の分かれるところだと思いますが、一方の意見を紹介しますと、北海道がんセンター名誉院長の西尾正道さんという方がいらっしゃいますけど、こうおっしゃっています。体内に取り込まれたトリチウムは、水として細胞や細胞核に入り、そこでベータ線を出してヘリウムに変わるなどして、周りの細胞を損傷させ、タイ分子を壊す。DNAを壊し、切断する。ICRPの評価のやり方は、内部被曝を極端に過小評価する非科学的なものと言わざるを得ない。このようにお医者さんが言っています。それから、1976年に放医研が人間のリンパ球を使った実験でもこういう結果が出ています。トリチウムによる染色体異常が、放出基準値であっても従来の2倍に達すると。低線量域ではその発生確率が高くなる。こういう論文が放医研から出ています。つまり、トリチウム自体の毒性、これに対しては両方の意見がありますけれども、一方でこういう意見が出ているということをご紹介しておきたいと思います。

それから、4番目ですけど、民意を聞けということです。福島県の59市町村のうちの32市町村議会が反対もしくは撤回の意見書を提出しています。それから、県漁連はじめJAとかホテル、旅館業など多くの団体が反対している。また、各団体で署名を集めていますが、既に45万筆を超えていると。こういうふうに、非常に多くの反対意見、これが出ていると。最近報道でもよくされていますけど、漁業者の団体、これも茨城県でも反対しています。こういうふうに反対意見、現実に漁業者が一番被害を被るわけですけども、こういう人たちがこぞって反対しているものを、どうしてごり押しするんですか。民意を聞いてほしい。これは民主主義の当たり前のことですよ。それができないのはなぜかということです。

それから、5つ目ですけども、陸上保管の場所についてです。この場所がないから流しますよと言っているわけですけども、決してそういうわけではないという話です。一例を取れば、東電は要するに、燃料デブリを取り出した後の保管場所を作るための場所を確保したいと言っているんですね。皆さん、燃料デブリ、取り出せると思いませんか。100年たってもできませんよ、今の調子じゃ。そんな夢物語なことを言っていて、そのための場所だけ作るんですか。そんなことをする場所があるんだったら、タンクを作ってください。陸上保管をしてください。陸上保管すれば、20年、30年たてば、トリチウムの量だって8分の1になるんですよ、3分の1ね。その30年の時間、燃料デブリの保管場所を作ったって何の役にも立ちませんよ。1つの例ですけども、こんな具合に、やろうと思えばまだできることをやらない。もう放出ありきで話が進んでいるんですね。これはとても納得できるものではありません。

ということで、請願書にあるように、外国も非常に反対している。いろんなことを勘案しても、これはとても容認できるものではない。そういうことで、この請願に賛成の意見を述べました。

以上です。

○北原委員長 そのほかご発言があれば、よろしく願いいたします。ご意見等あれば、ご発言のほうよろしく願いいたします。武藤委員。

○武藤委員 請願につきましては、反対の立場でお話ししたいと思います。

まず、汚染水の無害化処理と。ALPSによって可能となっていると。そして、トリチウムに関しましても、海洋放出には国の定めた安全基準の40分の1、WHOの飲料水基準の約7分の1まで薄くすると。そして、諸外国が日常に放出している量と比べても、文字どおり桁違いに少ないと。ですから、福島処理水が放射能汚染を起こすことはないとしています。そして、安全性と海洋放出の妥当性は、公開されている実測データのほか、IAEA査察によっても裏づけされています。また、先日行われた広島サミットでも、主要7か国も支持を明言したといったところでございます。

処理水の海洋放出は、原子力施設を持っている全ての国が行っていることだ。国内も同様、福島だけ反対するのは理屈が通らないというふうに思います。したがって、請願については反対の立場です。

○北原委員長 そのほか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 私も、この請願に対して反対の立場で意見を言わせていただきます。

2021年の時点で閣議決定をされて、2年間の準備期間を経て、今、きちんとした、今お話もあったとおり、WHO（世界保健機関）の7分の1以下の数値でこれから海洋水を流していくと。というのは、これ、飲料水の7分の1なんですよね。そうすると、海外に行ったときに我々は飲料水を海に流しちゃいけないのかというレベルの話で、世界が飲料水として認めていますという数字の7分の1以下の数値が、今、そこまで薄まっている。それを海に流しちゃいけないという理屈は、私は通らないと思うので。世界では飲料水と認めているものが、日本では海に流せない。こんなことはあってはならないと思うので、私はこの請願に対して反対の意見を申し述べます。

以上です。

○北原委員長 そのほかご意見等はいかがでしょう。清水立雄委員。

○清水（立）委員 数値的な評価から言えば安全なのかなというふうには、我々は素人ですから思わざるを得ない。しかし、安全が確保されたにしても、まだまだ安心が確保されていない。漁業関係者、その関係する加工業者とか、それから消費者、こういった方々に十分安心できるだけのデータが示されているかどうか、そこが私は問題だというふうに思います。

以上です。

○北原委員長 そのほかご意見。海野委員。

○海野委員 私は、慎重にこれは審査するべきだと思っています。IAEAの査察も受けて、安全は政府が発表しているわけなんですけど、風評被害というのは、幾ら安全だと言ってもなかなか払拭できる問題ではないので、もう少し政府の丁寧な説明が必要かと私は思います。

○北原委員長 そのほかいかがでしょう。山田委員。

○山田委員 私も反対の立場で意見を申させていただきます。

今あったように、安全性というのは国際機関のIAEAのほうで厳しく確認されているということで、風評被害ということがやっぱり問題になるのかというふうにも思うんですけども。海洋生物飼育試験施設というところでは、通常の海水を入れた水槽とALPS処理水を混ぜた海水を入れた水槽で、ヒラメとアワビを飼育した生育状況を比較して確認しています。その担当者も、5か月間ではありますけれど、飼育した生育の影響とか、トリチウムの生体でのそれは確認されていないという報告がありました。

これからまた福島沖に生息する海草とか、ホンダワラという、その実験にも着手するというのでありますので、やっぱりもうちょっと、海洋放出というのは風評を生まないように、科学的根拠に基づきながら丁寧な説明をしていくことが大事なのかなと思います。

以上です。

○北原委員長 清水健司委員。

○清水（健）委員 ただいま議題となっておりますALPS処理水の海洋放出に関する請願についてですけども、私もこちらについては慎重に検討を進めるべきであるかなというふうに思っております。政府の示している安全性とか、そういった基準というものは、一定の数値的な

ものが示されているわけですが、そういった部分についてもしっかりと社会に説明をしていく責任、そういったものがあると思いますし、地元の関係者の方々とコミュニケーション、そういったものもしっかり取っていく必要があるかなというふうに思っております。

ただ、この請願事項について、海洋放出、これ、反対ということの決議を上げてくださいという請願事項にはなっておりますが、この点についても、現時点でこれについて採択することとはなかなか難しい状況がありますので、今後の国の動向等も見極めながら、また、政府の対応、そういったものをしっかりと見ていきたいということもありますので、今後慎重に検討したいなという案件であります。

以上です。

○北原委員長 暫時休憩をしたいと思います。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○北原委員長 委員会を再開いたします。

それでは、ご意見のほうをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。清水健司委員。

○清水（健）委員 先ほどから各委員の意見等出ておりますが、こちらの案件につきましては、非常に慎重に判断をすべき部分もありますし、今後の動向等をしっかりと見極めながら、当委員会としても結論を出していく必要があると思っておりますので、継続して、継続審査という形で進めてはいかがでしょうか。ご提案申し上げます。

○北原委員長 本件は慎重審査する必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、請願第41号 インボイス制度実施延期を求める意見書提出を求めることについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に写しを配付しております。

請願第41号について、事務局職員に朗読をさせます。草野主事。

（事務局朗読）

○北原委員長 何かご意見等ございましたら発言のほうをお願いいたします。いかがでしょうか。武藤委員。

○武藤委員 インボイス制度でございますが、これは仕入れ時の消費税を正確に把握できると。また、税の公平性確保のため、国全体として必要だということで、導入の準備としては計画期間も取っているといたるところでございます。ただ、実施に当たってはいろんなデメリットも出てくるのかなと。納税額、経理業務が増えるというのもその一つかなというふうに思います。

また、この請願の中であります太陽光パネル設置で売電している家庭、これについては、免

税事業者にインボイス制度の登録を促さないと、今年の2月に国会のほうで答弁をされているといったところでございます。

また、敷地に飲物など自動販売機を設置している家庭、これにつきましても、自動販売機特例というのがございまして、3年未満の自動販売機がインボイス交付が免除されるといったこともございまして、この請願の中の言葉だけではちょっと無理があるのかなというふうに感じます。

○北原委員長 そのほかご意見等あれば。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 私は不採択の意見からお話しさせていただきたいんですけど。私自身、中小企業、会社をやっていますけど、実際インボイス制度が入ったところで、何も事務的なもので追加するものもないですし、実際のところ、私を感じる、きちんと今まで事務処理をやっている会社であれば、特段新しいもの、小さいものも全て申告して、きちんと税金を払っている方々であれば、特段問題はないと感じているんです。私のほうは、会社のほうで全て税負担して、きちんとお支払いしているので、何もないと思っていますし。

ただ、各家庭に対してのインボイス制度に関しては、大変難しいところがあると思っています。企業でなくても、個人的に別収入を得ている方々が新たな事務負担になるのは感じますので。ただ、十分な通達期間をもってのインボイス制度スタートとなりますので、私は時間が十分たっていて、ご理解いただいている状況であると感じております。

以上の観点から不採択の意見とさせていただきます。

以上です。

○北原委員長 そのほかご意見等ございますでしょうか。大久保委員。

○大久保委員 私は賛成の立場から意見を申します。

これ、やはり全国の議会でも意見書は出ています。そんなに数は多くないですけども、12件、制度の実施延期、それから、4件は制度の実施中止を求めている。そういったのも議会旬報にも載っております。

それから、大学の先生がおっしゃっていますけども、よく我々が思うのは益税ですよ。消費税をもらっているのに、それをちゃんと今まで納めていないじゃないかという、そういった益税についてですけども、この批判についてですけども、これは所得税率が収入に応じて異なるように、累進制の原則に照らせば批判は間違いであると。これは専門家は、大学の先生がおっしゃっています。ですから、一概にそういうことで、ずるしているじゃないかということではない。やはりそれなりに零細の業者さんには、これ、非常に大きな問題ですので、やはり我々、そこを考慮する必要があると思います。

以上です。

○北原委員長 そのほかはいかがでしょうか。

じゃあ、暫時休憩をしたいと思います。

午前10時50分 休憩

午前10時52分 再開

○北原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ご意見等のほう、よろしく願いいたします。清水健司委員。

○清水（健）委員 すみません。インボイス制度の実施延期を求める意見書提出を求める請願についてですけれども、さきの委員の皆様が発言も踏まえて、現状を鑑みての意見を述べさせていただきます。

今回の請願趣旨としましては、インボイス制度の実施延期を求めているという内容であります。昨年からいろんな場面でインボイス制度の周知というのが進んできているかなというふうに思いますが、その時期的なものを今後延期していくに当たって、じゃ、適切な時期がいつなのかと、そういった判断がなかなか難しい状況でもありますし、政府のほうも、様々な場面で支援や説明会、そういったものをどんどん打ち出しております。そういった部分が10月の制度開始に向けて大分活発になってきている様子もありまして、そういった部分を利活用しながらインボイス制度に備えていく、そういった必要性もありますし、様々な意見を今後検討していく必要があるということもありますので、こちらの案件についても、今後の国や地域等の支援状況、そういったものを勘案しながら慎重に審議を進めていきたい、そういうふうに思います。

以上、継続審査をご提案申し上げます。

○北原委員長 そのほかはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 それでは、異議なしと認めまして、閉会中の継続審査とすることにいたしますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席して結構です。傍聴者も退席をお願いいたします。

（執行部・傍聴者退席）

○北原委員長 次に、協議に移ります。

初めに、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、ご意見をお願いいたします。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 正副一任でお願いします。

○北原委員長 それでは、次期定例会までの開催がどうなるかを含めましてありますけれども、今ご意見がありましたように、正副一任で決めていきたいと思っておりますので、開催がある場合は予告通知のほうを出したいと思っております。

それで、もし開催をする場合の日程確保のほうをしていきたいと思うんですけども、時期的に行うのは7月なのかなというふうにも思っています、今、いろんなスケジュール等々は、

事前に調べているところでは、7月21日の金曜日もしくは24日の月曜日、25日の火曜日、この3日間のうちで行いたいと思っているんですけども、委員の中でもしNG、駄目なものがあれば、ご意見を下さい。

(「もう一回言ってください」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 7月21日の金曜日、あと、24日(月曜日)、25日(火曜日)です。
暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

○北原委員長 再開をいたします。

閉会中の所管事務調査につきましては、案件につきましては正副一任をいただきましたので、正副一任で検討して、開催する場合には予定通知のほうを出させていただきたいと思います。その中で予定確保としましては、7月21日(金曜日)、これは1日、そして7月24日(月曜日)、こちらは午後から、また25日(火曜日)、こちらも午後から、この時間帯は委員の皆様方に予定確保をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

(「すみません。21日、午後駄目なんだ。午前中は大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 分かりました。今、海野委員から追加がありました。それでは、21日は午前中のみになります。午前中のみ。もう一度お話ししますね。21日は午前中のみ、24日は午後から、25日も午後から、この予定確保のほうをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○北原委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。草野主事。

○草野主事 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会の活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものでございます。

内容につきましては、ただいまお配りいたしました閉会中の継続調査申出書(案)に掲載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しています。

委員の皆様のご了解が得られれば、この案を提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○北原委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認めまして、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出をいたします。

次に、その他に入ります。何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 なしということですね。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時4分 閉会